



立木公売のご案内

資格付一般競争入札

令和5年度立木第5回

令和5年11月28日（火）

開始 10時00分 締切 10時05分

〒 324-0022 栃木県大田原市宇田川1787-15

塩那森林管理署

TEL 0287(28)3125

本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし
手続が適正になされた森林の立木です。

公 売 公 告

令和5年11月6日

分任契約担当官

塩那森林管理署長 里見 昌記

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧の上、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得に従い入札してください。

記

1 入札及び開札の日時

令和5年11月28日（火）

入札 10時00分開始 10時05分締切

開札 10時05分

2 入札及び開札の場所

塩那森林管理署 2階会議室

3 入札物件

(1) 次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 伐採種（皆伐）

エ 国有林・分収造林・分収育林・官行造林の区分

オ 搬出期間

カ 樹種・数量・収穫面積

(2) 物件ごとの特約事項、条件等については、別添「特約事項」を参照してください。

4 本競争への参加に必要な資格

令和2年度から令和6年度の林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けている者に限ります。ただし、次の者は参加することができません。

(1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者

(2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者

(3) 関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者

5 入札保証金

免除します。

ただし、落札者が契約を結ばないときは、落札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なお、この場合、林産物の売払いに係る資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

6 契約保証金

免除します。

7 入札における留意事項

(1) 入札方式

紙入札方式により行います。入札番号、入札金額、入札日、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名及び代理人による入札の場合は代理人氏名を記載した「入札書」（別紙2）により入札を行ってください。

また、郵便入札を認めます。送付場所、到着期限、留意事項は次のとおりです。なお、入札結果については落札決定後に通知します。

ア 送付場所 〒324-0022

栃木県大田原市宇田川1787-15

塩那森林管理署

イ 到着期限 11月27日（月） 16時00分必着。

*上記の期限以後に到着したものは、無効とします。

ウ 留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と朱書し、書留又は配達証明でお送りください。

(2) 入札金額及び消費税

入札金額に10%を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札金額及び契約金額としますので、入札書には買受希望金額に110分の100を乗じた金額を記入してください。入札後には金額の訂正及び入札の取消は認めないので注意願います。

なお、契約締結以後、契約書等で金額が明示されているものを除き、本契約に係る違約金、延滞金、率で表されるものについては、全て消費税を加算した契約金額を対象とします。

(3) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人ではなく代理人が入札を行う場合は、「委任状」（別紙

1-1又は別紙1-2)の提出が必要です。委任状がない場合は入札に参加できません。

イ 入札書

「入札書」(別紙2)には代理人氏名の記入も必要となります。また、この場合は競争参加者の代表者印は不要です。

(4) 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 本競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しなかった代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名のない入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一物件の入札について複数の入札書がある入札

ケ 入札者又はその代理人が他の入札者の代理をした入札

コ 入札を締め切った後にした入札

サ 暴力団排除に関する誓約(別紙3)に虚偽又は違反の事実が明らかとなった者のした入札

シ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定

ア 開札は入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者が2名以上いたときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、どのような理由があっても入札無効の申し出を行うことはできません。

8 契約締結の成立及び期限

(1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

(2) 契約の締結期限は令和5年12月7日(木)までとします。

9 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日とします。

10 代金の延納

- (1) 1物件の契約代金額が150万円以上の場合は、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）の定めるところにより代金の延納を認めます。（年利1.00%）

延納利息代金額の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金額＝（契約代金額×延納日数×延納利率）÷365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

- (2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。
- (3) 延納日数は、1,000㎡未満は6ヶ月以内、1,000㎡以上は10ヶ月以内とします。

11 物件の引渡

- (1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部の納入又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。

- (2) 物件の引渡しは、買受人立会による引渡しをしないことについて同意する場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づく「みなし引渡」を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあった時、又は代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなしますので、金融機関の発行する領収書等の写しを塩那森林管理署長へ必ず提出してから搬出してください。

- (3) 引渡しを受けたときは、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を塩那森林管理署長に提出してください。

12 規程等の閲覧場所

- (1) 販売物件明細書、契約書（案）

塩那森林管理署又は塩那森林管理署ホームページで閲覧してください。

掲載ページ

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/enna/index.html>

- (2) 各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 各種様式（別紙1：委任状、別紙2：入札書）

エ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

ア～ウの掲載ページ

関東局ホーム>公売・入札情報>公売・入札物件のご案内（入札一覧）

>林産物の売払情報

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/index.html>

エの掲載ページ

関東局ホーム>公売・入札情報>入札・見積心得

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/kokoroe.html>

ホームページを閲覧できない方は、塩那森林管理署業務グループ（経営担当）へお問い合わせください。

1.3 その他留意事項

- (1) 林産物や林業機械の運搬を想定している車両が実際に現地まで走行可能か運搬区間を確認した上で入札してください。
- (2) 競争参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙3）に同意したものとします。
- (3) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを記載します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (4) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明としてください。
- (5) 適格請求書（インボイス）の交付は売買契約書に別紙4-1「売買代金明細書」を添付することとし、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。なお、民収分も国が販売の実際の実施者であることから、「媒介者交付特例」を適用して国から交付します。

現時点（公告時点）における仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、物件の入札書に記載された金額に対する割合は、別紙4-2のとおりです。

入札に際し、注意願います。

詳細については下記ページをご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokuyuurinya_invoice.html

14 お問い合わせ

不明の点については、下記までお問い合わせください。

〈問合せ先〉

塩那森林管理署 業務グループ（経営担当）

電話番号：0287-28-3125

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されています。第三者から不当な働きかけを受けた場合には、この規程に基づきその事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、関東森林管理局ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>